

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和3年7月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
1 20210721	多治見タクシー株式会社（法人番号2200001020784）代表者梅村和行	岐阜県多治見市池田町5丁目275番地	本社営業所	岐阜県多治見市池田町5丁目275番地	文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項	令和3年7月15日、重傷事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)、(2)特定の運転者に対する指導義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)、(3)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)	0	0
2 20210726	株式会社静岡清交通（法人番号5080001008484）代表者上野浩安	静岡県静岡市清水区沼田町4番14号	本社営業所	静岡県静岡市清水区沼田町1744-1	輸送施設の使用停止（20日車）及び文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第3条第2項	令和3年2月9日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。9件の違反が認められた。(1)苦情処理の記録記載事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第3条第2項)、(2)点呼の記録記載事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)、(3)乗務等の記録記載事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第3項)、(4)新任運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第36条第2項)、(5)乗務員台帳の記載事項等不備(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)、(6)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)、(7)特定の運転者に対する指導義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)、(8)運行管理規程の記載事項不適切(旅客自動車運送事業運輸規則第48条の2第1項)、(9)一般講習受講義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第48条の4第1項)	2	2
3 20210728	都タクシー株式会社（法人番号2180001041197）代表者澤井利之	愛知県名古屋市中区新栄3丁目35番地16号	本社営業所	愛知県名古屋市中区新栄3丁目35番地16号	輸送施設の使用停止（60日車）	旅客自動車運送事業運輸規則第45条	令和3年3月10日、監査方針に基づき、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)無車検運行(旅客自動車運送事業運輸規則第45条)	6	6

※事業者点数は、行政処分等の年月日時時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。